

(非公式訳)
投資委員会布告
第 1/2555 号

件名：水害から投資を復興させる税的措置

水害により被害を受けた投資を救援し復興するために仏暦 2520 年 (1977 年) 投資奨励法第 16 条および第 18 条の権限に基づき、水害から投資を復興させる税的措置を以下の通り発布する。

第 1 項水害により直接被害を受けた業者向けの措置

1.1 本措置は水害により機械または工場の建物で被害を受け、法人所得税の免除恩典が残っている既存プロジェクトに適用するものとする。

1.2 本措置における土地代および運転資金を含まない投資金額とは 2011 年 1 月 17 日付け投資委員会布告第 4/2554 号に基づく被害を受けた工場建物、機械、器具の修理費用を含む工場建設費および機械、器具代金など固定資産への投資金額を指す。

1.3 恩典は以下の通りとする。

1.3.1 既存の奨励プロジェクトの場合、投資金額の割合にて 8 年間の法人所得税免除の恩典を付与する。水害を受けた既存の県に投資する場合、各プロジェクトで残った免除税額に追加し、1.2 項における投資金額の 100% で法人所得税を免除する。他の県に移転する場合、各プロジェクトで残った免除税額に追加し、1.2 項における投資金額の 150% で法人所得税を免除する。

1.3.2 上限なしで法人所得税の免除恩典を受ける既存プロジェクトの場合、以下の恩典を選択することができる。

(1) 第 1.3.1 項における恩典を受理する。もしくは

(2) 残りの法人所得税免税恩典よりさらに 3 年間追加するが、その合計が 8 年間を超えないことにする。5 年間以上法人所得税が残っている場合、以下の追加恩典を付与する。

(甲) 法人所得税免除恩典が 5 年以上 6 年を超えない場合、さらに 2 年間 50% 法人所得税を減免する。

(乙) 法人所得税免除恩典が 6 年以上 7 年を超えない場合、さらに 4 年間 50% 法人所得税を減免する。

(丙) 法人所得税免除恩典が 7 年以上ある場合、さらに 5 年間 50% 法人所得税を減免する。

1.3.3 全ゾーンで新品、中古を問わず機械の輸入関税を免除する。但し、中古機械の場合は製造年より輸入年まで 10 年を超えてはならない。

1.3.4 投資委員会布告第 4/2554 号 2011 年 1 月 17 日付けに基づく水害により損害を受けた機械に代わる輸入機械を含み、使用できる既存の機械を本措置の下で奨励プロジェクトに使用することを許す。追加機械の実生産力により生産力を上げることとする。

第 2 項水害を受けたか否か問わず、工業団地または工業区向けの措置について、土地代および運転資金を除く投資金額の 200% で法人所得税を 8 年間免除する。奨励申請者は水害防止のためにインフラを建設し、業者に対し事務局の定めた基準に基づき公平なサービス料金を徴収しなければならない。

第 3 項 2012 年 12 月 31 日までに申請すること。

布告日 2012 年 2 月 23 日

キティラット・ナラノン

副首相

投資委員会委員長